

古賀市基本構想審議会運営細則

古賀市基本構想審議会
令和3年2月19日決議

(趣旨)

第1条 この規程は、古賀市基本構想審議会条例（昭和44年10月19日条例第23号）第11条の規定に基づき、古賀市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において互選する。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議の7日前までに、会議の日時、場所及び付議すべき議題を示した書面により、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、古賀市情報公開条例（平成11年条例第5号）第23条第1項の規定に基づき公開するものとする。ただし、同項第1号又は第2号に掲げる場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議案の説明者)

第5条 会長は、議案に関係のある市の職員その他の関係者を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

(議事録)

第6条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(部会への準用)

第7条 第3条、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年2月19日から施行する。